

金沢市子ども・子育て審議会の所掌事務について

資料 1-1

4つの法律に基づき設置し、本市の子ども・子育てに関する事項を調査審議する

◎児童福祉法（第8条第3項）

⇒ 従来の社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

【所掌事務】

- 保育所の設置認可
- 児童福祉施設の事業停止命令
- 里親の認定
- 児童相談所係争事案の審議
- 児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する事項 など

◎次世代育成支援対策推進法（第21条第1項）

⇒ 従来の金沢市少子化対策推進会議
（次世代育成支援対策地域協議会）

【所掌事務】

- 次世代育成支援対策（少子化対策）に関する協議
かなざわ子育て夢プラン（次世代法に定める市長村行動計画）の策定と推進

新

◎(通称)改正認定こども園法（第25条）

⇒ 合議制機関（条例による必置）

【所掌事務】

- 幼保連携型認定こども園の設置・廃止の認可
 - 幼保連携型認定こども園の事業停止・閉鎖の命令
 - 幼保連携認定こども園の認可の取消し
- ※H27年度施行予定の「子ども・子育て支援新制度」に向けて、中核市に権限を付与

新

◎子ども・子育て支援法（第77条第1項）

⇒ 合議制機関（努力義務）

【所掌事務】

- 特定教育・保育施設^{*}の利用定員の設定
 - 特定地域型保育事業の利用定員の設定
 - 市長村子ども・子育て支援事業計画の策定と変更
 - 子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び実施状況の審議
- ※…保育所、幼稚園、認定こども園